

生食発0115第1号
令和2年1月15日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第3号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第4号）が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 添加物関係

(1) 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、二炭酸ジメチルを省令別表第1に追加したこと。

(2) 規格基準告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、二炭酸ジメチルについて添加物の規格基準を設定したこと。また、同項の規定に基づき、イソマルトデキストラナーゼ、カキ色素について添加物の成分規格を設定し、エンジュ抽出物及びd1- α -トコフェロールについて添加物の成分規格を改正し、それに伴う所要の改正を行ったこと。

2 残留基準値関係

(1) 規格基準告示関係

法第11条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬アミスルブロム、動物用医薬品ゲンタマイシン、農薬シエノピラフェン、農薬シモキサニル、農薬ゾキサミド及び農薬フラメトピルについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第2 施行日又は適用期日

1 省令関係

公布日から施行するものであること。

2 規格基準告示関係

- (1) 告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品中の農薬等の残留基準値は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用すること。
- (2) 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるイソマルトデキストラナーゼ及びカキ色素については、規格基準告示による改正後の規定は適用しないこと。
- (3) 告示の日から起算して1年を経過する日以前に製造され、加工され、又は輸入されるエンジュ抽出物及びd l- α -トコフェロールについては、なお従前の例によることができること。

農薬等	食品
アミスルブロム	メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）
ゲンタマイシン	鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
シエノピラフェン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
シモキサニル	えんどう、はくさい、アーティチョーク、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、未成熟えんどう、ひまわりの種子及びその他のスパイス

農薬等	食品
ゾキサミド	ばれいしょ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり及びまくわうり（果皮を含む。）

第3 運用上の注意

1 添加物関係

(1) 使用基準関係

二炭酸ジメチルは飲料に添加後、時間の経過に伴い二酸化炭素とメタノールに加水分解され、飲料中には残存しないとされていることから、二炭酸ジメチルを使用した製品を販売する場合、製造後、十分な時間が経過した後消費されるよう、製造から出荷までの期間に留意すること。

(2) 試薬・試液等関係

以下に示す試薬の水分の規定については、規格基準告示のB一般試験法、20.水分測定法（カールフィッシャー法）を用い、以下の条件により試験すること。

1. アセトン（脱水）の水分の測定にあつては、アセトン（脱水）約10 gを精密に量り、電量滴定法により測定すること。ただし、水分測定用陽極液及び水分測定用陰極液は、ケトン類の水分測定に適するものを用いること。
2. ジブチルアミンの水分の測定にあつては、ジブチルアミン約2 gを精密に量り、容量滴定法の直接滴定により測定すること。ただし、あらかじめサリチル酸10 gを量って乾燥滴定フラスコに入れた後、操作を行うこと。
3. 炭酸ジメチルの水分の測定にあつては、炭酸ジメチル約5 gを精密に量り、容量滴定法の直接滴定により測定すること。ただし、水分測定用メタノールの代わりにケトン類の水分測定に適する溶剤を用いること。
4. *tert*-ブチルメチルエーテルの水分の測定にあつては、*tert*-ブチルメチルエーテル約10 gを精密に量り、容量滴定法の直接滴定によって測定すること。
5. 3-ペンタノンの水分の測定にあつては、3-ペンタノン約5 gを精密に量り、容量滴定法の直接滴定により測定すること。ただし、水分測定用メタノールの代わりにケトン類の水分測定に適する溶剤を用いること。

2 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、ゲンタマイシンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定するアミスルブロムとは、アミスルブロムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するゲンタマイシンとは、ゲンタマイシン C_1 、ゲンタマイシン C_{1a} 、ゲンタマイシン C_2 及びゲンタマイシン C_{2a} の和とすること。なお、改正前の残留の規制対象はゲンタマイシンであること。
- (4) 今回残留基準値を設定するシエノピラフェンとは、シエノピラフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するシモキサニルとは、シモキサニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するゾキサミドとは、ゾキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するフラメトピルとは、フラメトピルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

3 その他

法に基づく食品中の農薬の残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬アミスルブロム、農薬シエノピラフェン、農薬シモキサニル及び農薬フラメトピルに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アミスルブロム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
こんにゃくいも	0.05	0.05
てんさい	1	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	30	30
はくさい	10	10
キャベツ	3	3
ケール	20	20
こまつな	15	15
きょうな	20	20
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	20
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	2	2
すいか	0.05	0.05
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1	
ほうれんそう	30	30
しょうが	2	2
えだまめ	10	10
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	2	2

農薬アミスルブロム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
いちご	0.05	0.05
ぶどう	5	5
その他の果実	1	1
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	20	20

動物用医薬品ゲンタマイシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	○ 2	2.0
豚の肝臓	○ 2	2.0
牛の腎臓	○ 5	5.0
豚の腎臓	○ 5	5.0
牛の食用部分	○ 5	2
豚の食用部分	○ 5	2
乳	0.2	0.2
鶏の筋肉	●	0.1
その他の家きんの筋肉	●	0.1
鶏の脂肪	●	0.1
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓	●	0.1
その他の家きんの肝臓	●	0.1
鶏の腎臓	●	0.1
その他の家きんの腎臓	●	0.1
鶏の食用部分	●	0.1
その他の家きんの食用部分	●	0.1

農薬シエノピラフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきく科野菜	10	10
アスパラガス	○ 0.5	
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
その他の野菜	0.7	0.7
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	3	3
ぶどう	5	5
かき	0.7	0.7
その他の果実	2	2
茶	60	60
その他のスパイス	15	15
その他のハーブ	30	30

農薬シモキサニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.02	0.02
えんどう	●	0.5
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
クレソン	19	19
はくさい	● 0.1	0.2
ブロッコリー	1	1
アーティチョーク	●	0.1
エンダイブ	19	19
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にんにく	0.05	0.05
にら	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
パセリ	19	19
セロリ	6	6
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
しろうり	0.05	0.05
すいか	0.2	0.2
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1	
まくわうり		0.04
まくわうり（果皮を含む。）	0.1	
その他のうり科野菜	0.1	0.1
未成熟えんどう	● 0.2	0.5
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4
ぶどう	0.1	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ホップ	7	7
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	19	19

農薬ゾキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	● 0.02	0.06
たまねぎ	○ 0.7	
トマト	2	2
ピーマン	0.3	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 2	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 2	1
しろうり	○ 2	1
すいか		1
すいか（果皮を含む。）	2	
メロン類果実		1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
まくわうり		1
まくわうり（果皮を含む。）	2	
その他のうり科野菜	○ 2	1
ぶどう	5	5
バナナ	○ 0.2	
干しぶどう	15	15

農薬フラメトピル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5
ばれいしょ	0.01	
てんさい	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	○ 10	
魚介類	0.2	0.2

脚注

※○：令和2年1月15日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年7月15日適用（基準値を引き下げる品目）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ゲンタマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。